

図表 1 ● 厚生年金からもらえる年金額の計算式 (平成27年度の額)

● **60歳～65歳になるまでの年金額**

…老齢厚生年金の乗率は次頁図表2を参照

$$\begin{aligned} \text{部分年金} &= \text{①報酬比例部分(A+B)} \\ \text{特別支給の老齢厚生年金} &= \text{①報酬比例部分(A+B)} + \text{②定額部分} + \text{③加給年金} \end{aligned}$$

1円未満四捨五入

①報酬比例部分=(A+B)

平均標準報酬月額(※1) ×  $\frac{\text{総報酬制導入前の乗率 (図表2のa欄)}}{7.125/1000}$  ×  $\frac{\text{平成15年3月以前の厚生年金の加入月数}}{\text{月}}$  =  円

平均標準報酬額(※2) ×  $\frac{\text{総報酬制導入後の乗率 (図表2のb欄)}}{5.481/1000}$  ×  $\frac{\text{平成15年4月以降の厚生年金の加入月数}}{\text{月}}$  =  円

- ※1 平均標準報酬月額……平成15年3月以前の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の被保険者期間で除して得た額
- ※2 平均標準報酬額……平成15年4月以後の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、平成15年4月以後の被保険者期間で除して得た額

②定額部分(支給開始年齢は68歳) 図表2を参照

定額単価 ×  $\frac{\text{定額部分の乗率 (図表2のe欄)}}{1.000}$  ×  $\frac{\text{厚生年金の加入月数}}{\text{月}}$  =  円

※生年月日により月数の上限あり(図表2のf欄)

③加給年金

配偶者(図表2のg欄) 円 + 子の加算  $\frac{\text{1人目・2人目(1人につき)224,500円}}{\text{人}} \times \text{人数} + \frac{\text{3人目以上(1人につき)74,800円}}{\text{人}} \times \text{人数}$  =  円

- 加給年金の加算条件
- ・厚生年金の加入期間が20年(中高齢の特例15年)以上あること
  - ・65歳未満の配偶者に加算。子は18歳の年度末(高校卒業)まで。障害の子は20歳まで加算
  - ・配偶者と子の年収は850万円未満であること

● **65歳以降の年金額**

$$\text{④老齢基礎年金} + \text{⑤老齢厚生年金(①報酬比例部分+⑥経過的加算)} + \text{⑦加給年金}$$

④老齢基礎年金

保険料を全額納めた月数 ×  $\frac{\text{4分の1免除の月数} \times \frac{7}{8} + \text{半額免除の月数} \times \frac{3}{4} + \text{4分の3免除の月数} \times \frac{5}{8} + \text{全額免除の月数} \times \frac{1}{2}}{480 \text{か月(40年)}}$

780,100円 (平成27年度) ×  $\frac{\text{月} \times \frac{7}{8} + \text{月} \times \frac{3}{4} + \text{月} \times \frac{5}{8} + \text{月} \times \frac{1}{2}}{480 \text{か月(40年)}}$  =  円

(注)平成21年3月以前の免除期間は( )内の率で計算する

⑤老齢厚生年金…①の報酬比例部分と同じ  円

1円未満四捨五入

⑥経過的加算…定額部分が老齢基礎年金よりも多い場合に差額を支給

$\frac{\text{20歳から60歳までの厚生年金の加入月数}}{480 \text{か月}}$

② -  780,100円 (平成27年度) ×  $\frac{\text{月}}{480 \text{か月}}$  =  円

1円未満四捨五入

⑦加給年金…③と同じ  円